

# 関東チェアスキー協会規約

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は関東チェアスキー協会と称する。(以下協会とする。)

(事務所)

第 2 条 協会は事務局を置く。(詳細等、非掲載)

## 第 2 章 目 的・事 業

(目 的)

第 3 条 協会は、チェアスキー・バイスキー等の障害者スキーの普及、およびスノースポーツを通して障害の有無に関わらず、会員相互の親睦と融和を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 協会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) チェアスキー・バイスキーの振興、普及に関すること。
- (2) その他、協会の目的を達成するために必要なこと。

## 第 3 章 会 員

(会 員)

第 5 条 会員は、協会の趣旨に賛同する個人とする。

(会 費)

第 6 条 会員は別に定める年会費を納入しなければならない。

(入 会)

第 7 条 入会を受理したとき入会とする。

(退 会)

第 8 条 次の場合は退会とする。

- (1) 会員からの申し出のあったとき。
- (2) 協会に著しい損害を与えたとき。
- (3) 年会費を2会計年度分滞納したとき。

## 第 4 章 総 会・役 員

(総 会)

第 9 条 協会は最高議決機関として総会を置く。

2 項 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および予算に関する事項。
- (2) 事業報告および決算に関する事項。
- (3) 役員を選出。
- (4) 規約の改正。
- (5) その他必要な事項。

- 3項 総会は会員で構成し、会長が招集する。
- (1) 総会は年1回定例で開催する。
  - (2) 前項に関わらず、会長が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の要求があったときに開催する。
  - (3) 総会の議長は、会長もしくは会長が指名する者とする。
- 4項 総会は会員の半数以上の出席により成立する。委任状等は出席として認める。
- 5項 総会の議決は多数決を基本とし、賛否同数のときは議長が決定する。

(役員)

第10条 協会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 専門部長 若干名

2項 その他必要な役員は会長が任命する。

(役員を選任)

第11条 会長ならびに役員は総会にて選出する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年を基本とする。

(監査役)

第13条 協会は監査役を1名置く。

2項 会計監査は、会員の推薦により会長が委嘱する。

3項 監査役は協会の事業ならびに会計を監査し、総会に報告する。

(運営委員会)

第14条 協会は執行機関として運営委員会を置き、構成員は下記のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 専門部長 若干名
- (5) 運営委員 若干名

2項 必要に応じ、委員の任命及び解任を会長が随時執行することができる。

3項 委員の任期は1年を基本とする。

4項 運営委員会は次の業務を執行する。

- (1) 事業計画の立案および予算の執行。
- (2) 事業の執行に必要な委員会の設置、運営。
- (3) その他、必要な業務の執行。

5項 運営委員会の議長は事務局長が行う。

(顧問)

第15条 協会は顧問を置くことができる。

2項 顧問は運営委員会の推薦により会長が委嘱する。

(名誉会長)

第16条 協会に名誉会長を置くことができる。

2項 名誉会長は会長の推薦により総会にて決定する。

## 第5章 会計

(会計)

第17条 協会の財政には、会費、補助金、寄付金およびその他の収入をあてる。

2項 協会の会計年度は7月1日に始まり、6月30日に終わる。

(会計金額)

第18条 会費は個人会員と家族会員の2種類とする。

2項 個人会員の会費は、年間3,000円とする。

3項 家族会員は同一家族で2名以上とし、家族会員の会費は、年間5,000円とする。

4項 関東チェアスキー協会の会費と、日本チェアスキー協会の会費を合わせて関東チェアスキー協会へ納入する。

## 第6章 支部

(支部)

第19条 協会は各地方組織として支部を置くことができる。

2項 支部は担当役員として次の者を置く。

(1) 代表 1名

(2) 事務局 1名

(3) 会計 1名

3項 その他必要な支部役員は代表が任命する。

4項 支部役員の任期は4年を基本とする。

## 第7章 雑則

(届出の義務)

第20条 会員が、住所、氏名等の変更があったときは、直ちに事務局に届け出なければならない。

## 付則

1 この会則は2010年7月1日から施行する。

2 この会則は2010年8月1日から施行する。

3 この会則は2010年12月1日から施行する。

4 この会則は2011年7月1日から施行する。

5 この会則は2018年7月1日から施行する。